

## 第1章 計画の策定にあたって

### 1 計画策定の趣旨

脳卒中、心臓病その他の循環器病（以下「循環器病」という。）は、国民の主要な死亡原因となっています。循環器病には、虚血性脳卒中（脳梗塞）、出血性脳卒中（脳内出血、くも膜下出血など）、一過性脳虚血発作、虚血性心疾患（狭心症、心筋梗塞など）、心不全、不整脈、弁膜症（大動脈弁狭窄症、僧帽弁逆流症など）、大動脈疾患（大動脈解離、大動脈瘤など）、末梢血管疾患、肺血栓塞栓症、肺高血圧症、心筋症、先天性心・脳血管疾患、遺伝性疾患等、多くの疾患が含まれます。

令和4年の人口動態統計によると、心疾患は死亡原因の第2位、脳血管疾患は第4位と上位を占め、循環器病としては悪性新生物（がん）に次ぐ死亡原因となっており、年間30万人以上の国民が亡くなっています。

このような状況を鑑み、健康寿命<sup>1</sup>の延伸等を図り、あわせて医療及び介護に係る負担の軽減に資するため、予防や医療及び福祉に係るサービスの在り方を含めた幅広い循環器病対策を総合的かつ計画的に推進することを目的として、「健康寿命の延伸等を図るための脳卒中、心臓病その他の循環器病に係る対策に関する基本法（以下「基本法」という。）」が令和元年12月に施行され、循環器病対策の基本的な方向を示す「循環器病対策推進基本計画（以下「基本計画」という。）」が令和2年10月に策定されました。

この基本計画に基づき本県においても、循環器病対策の基本となる「大分県循環器病対策推進計画（以下「県推進計画」という。）」を令和4年3月に策定し、3年以上の健康寿命の延伸と循環器病年齢調整死亡率の減少を目標として、県推進計画に基づいた対策を行ってきました。今年度の医療計画の改定に合わせて、国が新たな「基本計画」を令和5年3月に策定したことを受けて、本県においても、この新たな「基本計画」に基づき、医療計画やその他関連する計画との整合性を図るため、「県推進計画」を改定します。

### 2 計画の位置づけ

本計画は「基本法」第11条第1項に規定する都道府県循環器病対策推進計画であり、大分県医療計画、大分県健康増進計画「第三次生涯健康県おおいた21」、大分県高齢者福祉計画・介護保険事業支援計画「おおいた高齢者いきいきプラン」及び大分県障がい福祉計画など関連する計画等との調和を図るとともに、相互に連携しながら取り組みを進めます。

### 3 計画の期間

本計画の期間は、令和6（2024）年度から令和11（2029）年度までの6年間とします。

---

<sup>1</sup> 健康寿命とは、健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間のこと。